

# 生活の心得

川薩清修館高等学校 生徒指導部

## 制服等について

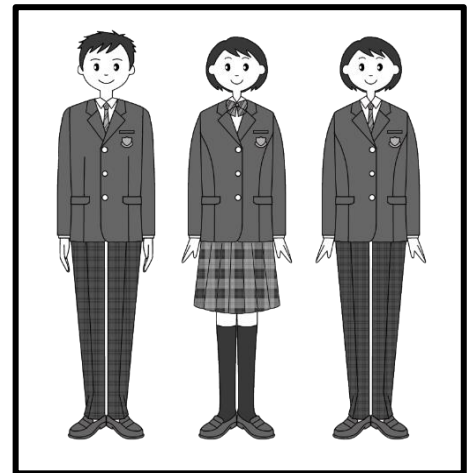
### 1 本校指定のもの

- (1) 冬服・中間服・夏服
- (2) 学校靴
- (3) 上履き
- (4) グラウンドシューズ, ローファー
- (5) ベスト

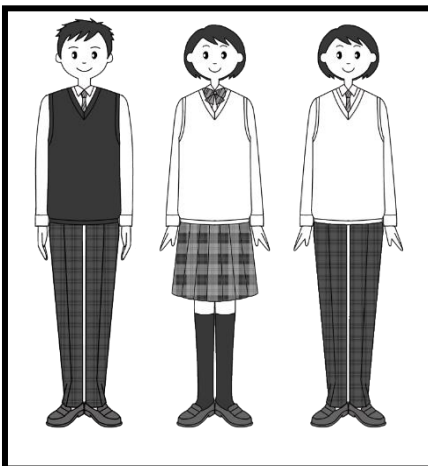
### 2 注意事項

- (1) スラックスタイプの場合
  - ア 靴下は, 白とする。
  - イ 夏服以外はネクタイを着用する。
  - ウ 夏服更衣期間の長袖着用時はネクタイを着用しなくてよい。
- (2) スカートタイプの場合
  - ア 靴下は, 夏服は白, 冬服・中間服は黒・紺とする。ただし, 冬服・中間服での儀式時は校章入り紺色靴下とする。
  - イ スカート丈は膝の中心とする。
  - ウ リボンを着用する。

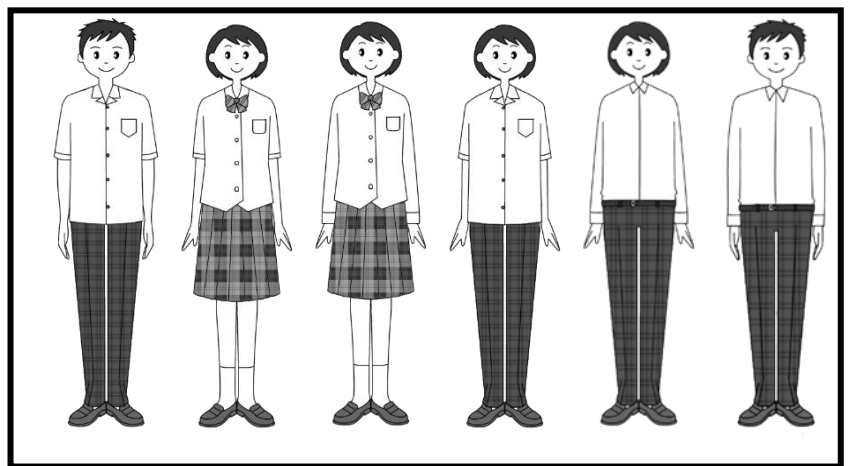
冬服



中間服



夏服



### (3) その他

- ア 授業のある日は補助バッグのみの登校は認めない。
- イ 授業の無い日は補助バッグのみの登校を認める。
- ウ 授業の無い体育的行事の日は学校指定のジャージでの登校を認める。

## 頭髪服装について

### 1 頭髪は, 常に清潔に整え, 本校生として品位を保つよう努める。

- (1) パーマ・染色・脱色等は認めない。
- (2) 前髪の長さは眉が隠れる程度までとする。

- (3) 横、後ろの髪はそれぞれ耳・襟にかからないようにする。
- (4) 髪が肩より長くなった時は結ぶ。結ぶ際は、後頭部付近でまとめても良い。
- 2 眉は整える程度にとどめる。
- 3 化粧・ピアス・指輪・腕輪・マニキュア等の装飾は認めない。
- 4 冬季通学時は、コート・ジャンパー等の着用を認める。

#### 原動機付自転車(以下原付)について

- 1 原付免許の受験は16歳以上とする。
- 2 受験は「原付免許受験許可願」を提出する。ただし、平日受験は欠席扱いとなる。平日受験は原付通学希望者に限る。なお、定期考査1週間前、考査期間中は受験を認めない。
- 3 通学許可は、原付免許取得後に「原付通学許可申請書」を提出し許可プレートを取付後とする。
- 4 無許可受験・無許可通学等を行った者については指導を行う。
- 5 通学に使用する原付はスクータータイプとし、必ず鞆が乗せられる荷台をつける。なお、登下校時は鞆等を荷台に括りつけ、ステップに物を置かない。
- 6 校内では乗車しない。原付は通用門でエンジンを停止し、押し移動する。また、所定の場所に整理して置き、必ず施錠し鍵は自分で保管する。
- 7 原付には許可プレートを所定の位置に取り付け、ブレーキ、ライト等車体の点検を怠ることなく、常に整備を心掛ける。
- 8 原付のヘルメットはフルフェイスの白色を使用する。
- 9 バス停までの原付利用者についても、すべて上記に準ずる。
- 10 交通違反をした者・交通事故を起こした者は、速やかに学校へ届け出る。

#### 自転車通学について

自転車通学は許可制とする。「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、学校に届け出る。許可ステッカーを所定の位置に張り付ける。

- 1 2人乗り、2列以上の並列運転をしない。
- 2 傘をさす、スマートフォン等を使用する、イヤホン等を使用し音楽を聴くなどの「ながら運転」や、ハンドルに物を下げる等の危険な運転をしない。
- 3 任意保険に加入し、防犯登録を必ずする。
- 4 施錠をし、鍵は自分で保管する。
- 5 ヘルメットの着用に努める。

#### 携帯電話等について

- 1 携帯電話等の持ち込みは、保護者等、生徒本人の連名による「携帯電話等持込許可願」の提出によって認められる。携帯電話等の取り扱いについては、保護者等が責任を持って管理・指導する。
- 2 生徒は、平日、休日にかかわらず、登校してから下校するまでの間、携帯電話等の電源を常に切った状態にし、一切の使用をしてはならない。校内で緊急連絡が必要な場合は、使用できる状況や場所等を別途指示する。
- 3 携帯電話等は、各自で責任を持って保管する。

#### アルバイトについて

- 1 長期休業中のアルバイトは、学校行事に支障がない範囲で認める。
- 2 特別アルバイトは土・日・祝日のみとし、平日は禁止。ただし、長期休業中は認める。